

会 議 名	令和5年度第2回港区障害者地域自立支援協議会
開 催 日 時	令和5年9月4日（月曜日）午後6時30分から午後8時30分まで
開 催 場 所	港区役所9階911～913会議室及びMicrosoft Teams会議（オンライン）
委 員	（出席者）高山会長、丸山副会長、吉澤委員(オ)、青木委員(オ)、中林委員(オ)、岡戸委員(オ)、島添委員(オ)、奥野委員(オ)、田中委員、吉田委員、長瀬委員、山本委員、高井委員、永廣委員(オ)、高橋委員(オ) ※(オ)はオンライン参加 （欠席者）廣岡委員、高田委員
事 務 局	保健福祉支援部障害者福祉課
傍 聴 者	5人
会 議 次 第	1 開会 2 議題 （1）各専門部会からの報告について ア 相談支援部会 イ 就労支援部会 （2）港区障害者計画・第7期港区障害福祉計画・第3期港区障害児福祉計画（素案）について （3）その他 3 閉会
配 付 資 料	資料1 相談支援部会活動報告（令和5年7月～令和5年8月分） 資料1-2 就労支援部会における取組と課題について 資料2 港区障害者計画・第7期港区障害福祉計画・第3期港区障害児福祉計画（素案）
会議の結果及び主要な意見（次ページ以降）	

(発言者)	1 開会
高山会長	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回港区障害者地域自立支援協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、参集とオンラインを組み合わせた会議運営となっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、議事録の作成のため、録音をさせていただきますのでご了承ください。</p> <p>本日は、廣岡委員、高田委員から欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>それでは会議を進めてまいります。最初に事務局から本日の会議の進め方等について説明をお願いいたします。</p>
事務局(坪井)	(本日の会議の進め方等について説明)
	2 議題
	(1) 各専門部会からの報告について
	ア 相談支援部会
高山会長	議題1 各専門部会からの報告について、はじめに相談支援部会からお願いします。
山本委員	(資料1に基づき、説明)
高山会長	<p>7月、8月といわゆる事例検討をしていただき、そこから港区の地域課題を抽出していただいたと思います。</p> <p>部会から事例検討した上で、いくつかの課題を親会に挙げていただきましたが、親会がこのことをどのように検討していくか、色々な工夫ができるかどうかということここで協議する形態になったということになります。</p> <p>ヤングケアラーと家族支援、また、地域移行について、いいテーマを取り上げられ、喫緊の課題を取り上げていただきました。</p> <p>この件について、皆さんいかがでしょうか。高井委員どうぞお願いします。</p>
高井委員	<p>おそらく計画相談にのっていない方たちもいらっしゃると思いますが、港区でヤングケアラーに将来なりそう、又は現在のヤングケアラーの人数はどれぐらいいると考えていらっしゃいますか。</p>
山本委員	全体の数の想定として、相談支援部会としては持っていない状況です。
高山会長	<p>基本的にはどこも持っていないと思います。事例や家族接する中で見えてくるということだと思います。</p>
事務局(坪井)	<p>ヤングケアラーについては、国も含めて今相当注目されており、区では子ども家庭支援センターで実態調査を行いました(調査結果では、事業所が把握している人数が29名、区立小・中学校が把握している人数は16名)。</p> <p>数として挙がってこないような潜在的な方や今後ヤングケアラーになりうる方は、やはり一定数いるのではないかと、区としても認識しております。</p>

	<p>区では、ヤングケアラー支援コーディネーターを2名配置しております。</p> <p>日々寄せられる相談の中で、すぐにヤングケアラーかどうか判断しづらいところがあると思いますが、そうした際には支援コーディネーターにつなげてほしいということで、今連携を進めております。</p>
高井委員	<p>人手が足りそうなのか、まだこのヤングケアラーの問題がもっと表面化してきたときに足りないのか、そのあたりの不安はありますか。</p>
高山会長	<p>もともと足りていないですから、足りないと思います。</p>
山本委員	<p>人によりますが、相談支援専門員がヤングケアラーを支援するという視点もないままきています。これから兄弟であったり、お子さんであったり、ケアをしているときに、「ケアをしてくれるからいい子だね」ということではなく、この子が本当に子どもらしい時期を過ごしているのか、つらい思いをしていないかといった声掛けをしていくことが重要で、事例として積み上げていく必要があると思っています。</p> <p>自分が担当している方の中で、ヤングケアラーと思われる人がいるかどうか、それぞれの相談員が思い浮かべること、相談員が自分の担当している方だけでなく、その家族も見えていかないといけないという視点がやっと生まれた現状です。</p> <p>今後、支援コーディネーターとどう連携していくか、子ども家庭支援センターなど支援機関とどう繋がっていくかということも課題だと感じています。</p>
高井委員	<p>ヤングケアラーだと思われる家族に週1回お弁当を配るという取組が、8月から始まったと聞いていますが、どこが主体で行っているのでしょうか。</p>
事務局(坪井)	<p>ヤングケアラーについては、子ども家庭支援センターが中心となって、支援策等を検討しております。</p> <p>ヤングケアラーのコーディネーターの配置をはじめとして、色々と支援策を考えている段階だと思っています。</p>
高山会長	<p>現時点で重要なのは、ヤングケアラーに対してどういう支援をするかの前に、ヤングケアラーがいるということを区や相談支援事業所がどのようにして把握するのか、ネットワークをどう築くかが大切かもしれません。</p> <p>ヤングケアラーは子どもですが、基本的に子どもが相談支援事業所には行きません。行けないし、分からないとなった際に、やはり教育機関である学校の先生がそれをどのように把握するかが一番近いと思います。福祉と教育がどう連携しているかということです。つながっていなければ、福祉だけでは絶対把握できないため、このつながりをどのように築いていくかが大きな鍵です。</p> <p>地域の中では、民生委員の方々も関係してくると思いますが、田中委員いかがでしょうか。</p>
田中委員	<p>先日、当事者の方のお話を聞いた際にとっても印象に残っている言葉は、「気がついてくれたときにすごくほっとした」という言葉がありました。</p>

それは、やはり学校の先生だったり、部活の先生だったり、そうしたところでしか見つけられないのだなということを実感しました。よく民生委員と言われますが、どうやって見つけるのかということは難しいです。ヤングケアラーと思われる方を、少しでも言っていたら、民生委員でも見守りができることが大切だと思います。

高山会長

高井委員の発言であったお弁当を配食することや子ども食堂など、子どもがつながっている色々な機関、あるいは、社会資源があります。そうした機関とどう連携をとっていくのか、そして、相談支援事業所につなげていく連携の取り方のようなものは絶対必要だと思います。民生委員や教育機関、福祉分野の関係者等への研修会などを積み重ねていく必要があるかもしれません。

丸山副会長

ヤングケアラーは、別に障害のある人の兄弟だから自動的にヤングケアラーではありません。また、障害施策だけではなく、いわゆる児童としての子ども同士のケア、そして、最近問題になっている若年性認知症の親であったり、祖父母の介護なども含めると、非常に範囲が広いです。障害者地域自立支援協議会だけではなく、本来地域福祉の課題のため、今も把握できないのは、そもそも障害セクションの対象ではないこと、相談支援事業所又は高齢者の介護保険のケアマネージャーが気づいたとしても、直接子どものところにアプローチするのは難しいです。

ヤングケアラーは、ネガティブな印象が強いですが、彼らの中にはポジティブな評価をしているケースもあるため、必ずしも「ヤングケアラー＝かわいそう」ではありません。

東京都でも色々な制度、支援策を始めて、こどもに対しては子ども同士の繋がりをSNSで作っていくような施策も既に動き出しています。

教育委員会、子ども家庭支援センター、障害者セクション、高齢者セクションなど、色々なところからアプローチできるような施策をそれぞれが知っていて、気がついたときに、ききほど高山会長がおっしゃったようにネットワークができて、何かあったときに、倒れそうなときに支援ができるようになればいいのかなと個人的に思います。

また、地域移行についてですが、他の自治体ではその自治体の入院している精神障害のある人が、例えば、複数いる病院にはアンケートを取ったりしてアプローチをするなど、色々なアウトリーチをし始めているところです。

実際にどのようなアウトリーチを相談支援として、保健所や区としてどのようなアプローチを今しているのか、していないのかという点と、もし移行があった際に、先ほど山本委員がおっしゃったように、地域移行支援とともに地域定着支援をしなければいけなくて、それができる事業所がどれぐらいいるのかということも課題になってくると思います。

地域移行に関しては、必ずしも精神障害の入院患者だけではなく、入所している障害者も対象になってくるため、そういう人たちへの地域移行も最近、少しずつ出ているところですが、実際の数字として連絡会ではなく、区で本日の計画の種類の数字がなかったため、本日はなくてもいいので、どれほどの件数があるのか、ぜひお示しをいただけるといいと思いました。

高山会長	地域移行に関するご質問がありました。いかがでしょうか。
事務局（坪井）	地域移行支援及び地域定着支援の支給決定の件数ですが、やはり非常に少なく、令和4年度では、地域移行支援が4人、地域定着支援が1人です。過去5年間の状況は、地域移行支援が2～4件、地域定着支援が1～3件となっています。
高山会長	病院への郵送調査、あるいは都外施設の利用者に対して面接を行うところが増えてきているのは確かです。 しかしながら、地域移行といっても、障害福祉施策の中で選ぶことができるのは、グループホームか入所施設しかないことが大問題だと思っています。 一般アパートなどでは港区では難しく、地域移行といっても移行する場所が極めて限定されています。これが一つの壁になっており、住宅政策の問題につながっていきます。これについても、障害福祉施策の中でも無理とどこでも言われています。居住支援のあり方の協議会などがある自治体もありますが、この点についてはどのように考えていきますか。
事務局（坪井）	病院に入院されている方への実態調査については、病院にアプローチをする予定はあります。先ほど会長がおっしゃったように、地域移行は計画にも出てきますが、皆さんが地域で住むところの課題、いわゆるグループホームであったり、また自宅に帰られるというところで、自宅に帰ってもその生活支援をどうするのかというところが非常に課題だと思っています。現在、居住支援において、例えば、家を借りやすくするようなサポートなど、基幹相談支援センターで行っているところですが、やはり実績が少ない状況です。グループホームを増やしたり、皆さんが地域で暮らすためのサービスの質を高めなければいけないことは、区の課題だと認識しております。
高山会長	今回でなくて結構ですが、都外施設の入所者数もぜひ知りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます（事務局調べ：令和5年4月1日現在 都外施設入所者49名）。 ほかにはいかがでしょうか。吉田委員、お願ひします。
吉田委員	地域移行については、精神障害者の方の地域移行と知的障害者の方の入所施設からの地域移行などを別枠で考えていただかないと、話がよくわからなくなってしまいます。 知的障害者の場合は、入所施設に入ったら、入所施設は一定期間で何人かを地域移行させなければいけないといひても、結局その施設に慣れてしまひています。入所施設に入るのは、知的障害者の重度の人たちです。重度の人たちがそこで慣れたからといひて、地域移行されて地域に行つてアパートを借りて住めるかといひると、住めるはずがありません。入所施設は、支援区分4以上の方が入所されているため、3、4人になるはずがありません。知的障害者の場合、港区に入所施設は、新橋はつらつ太陽がありますが、一人として地域移行した人はいないと思ひます。グループホームにすら移行をお願ひしても、誰も行きません。身体障害及び知的障害の両方がある人たちが

利用できる障害者支援ホーム南麻布ができたから、そちらに移行してもらえませんかと言った際に、実行してくれれば5、6人の空きができて、重度の知的障害者の人たちが新橋はつつ太陽に入れるはずですが、障害者支援ホーム南麻布に移行することは嫌ですと言って、移行していないと思います。地域移行どころではなく、入所施設から入所施設へ移行をお願いしても、移行してくれない現実があります。知的障害の重度の場合は、入所施設を作っていただく以外に方法はありません。グループホームに入ったとしても、病気になったときに、親がいれば親が迎えに行く、病院に連れて行くとなります。グループホームがやってくれるわけではありません。グループホームに入ったからといって、一生安心していられるということではありません。日中支援型グループホームが計画されているという話がありますが、20人の枠しかありません。工房アミや他の施設に通っている重度知的障害者が、何人港区に住んでいるかというのを把握してくれれば、入所施設はどのぐらい必要であるかは大体予測はできるはずだと思います。国が考えないのであれば、住んでいる地元がしっかりと考えてほしいということが地域移行支援のお願いです。

また、ヤングケアラーの話について、自分自身はこんなにちゃんとやっていると思込んでいるかもしれないけれども、その間で社会とのつながりがなくなっていく部分が非常に大きいと思います。冷たいことかもしれないけれども、兄弟は切り離して育てるべきだと思います。先ほどの話ですと、親御さんも警戒していて、弟は優しく面倒見ているということでしたが、弟に甘えずに、サービスを利用するなど、弟に面倒を見させないような方向で対応してほしいと思いました。

また、対象者の実態が分からないということに関連してですが、港区で対応が冷たいと思ったのは、港区にある特別支援学級は港区でとても面倒見がいいのですが、重度の特別支援学校に通学している子どもにはあまり意識がありません。重度のため、近くにある特別支援学級のある学校に行けず、都立特別支援学校に通学している子どもに対して、都立だからとあっさり切り捨てられている感じがします。

特別支援学校に通学している子どもの様子は、学校の先生に聞けばよく知っているはずですので、区から学校にコンタクトをとり、その子どもにはどのような支援が必要かどうかを話し合いした方がいいと思います。卒業後に、慌てても間に合わないのではないかと思います。港区には、もう少し特別支援学校とつながりを持ってほしいというのが希望です。

高山会長

それでは、岡戸委員いかがでしょうか。

岡戸委員

吉田委員からの発言にあったように、放課後デイ側と学校側で定期的に学校での様子や放課後デイでの様子の情報共有は必要なことだと思います。学校での状況を引きずったまま、放課後デイに行き、「あとはよろしくお願いします。」というわけにもいかないため、連携は密に取る必要があります、定期的に行っています。

しかしながら、特別支援学級や港区との連携については、正直なところ足りないと思うところではあります。特別支援学級に通学している子どもは、障害の程度が中度や軽度の人々が主だと思います。一方で、特別支援学校に通学する子どもは、自分で通えない、バスに乗って来ざるを得ないような状況であるため、港区とこうした場でないと話す機会がないというのが実感です。

高山会長	島添委員、いかがでしょうか。
島添委員	<p>特別支援学校と港区とのつながりについては、今、岡戸委員からお話あったとおりでと思います。</p> <p>ヤングケアラーの対応について、東京都教育委員会では昨年の6月に全教職員向けにリーフレットを作り、ホームページにも掲載されています。</p> <p>その中で、子ども家庭庁が、令和3年に小学生、中学生、高校生及び大学生に対して行った調査結果で興味深い数字が出ているのでご案内します。</p> <p>義務教育段階の子ども本人が、ヤングケアラーを知っているかという質問に、「知らない」と回答したのが93%でした。ヤングケアラーがどういうことだか知らないため、自分がヤングケアラーになっているということがわからない子がほとんどということです。また、世話をしている家族がいるかという質問に、「いる」と回答したのが5.7%でした。これは、結構多い数字ではないかと思っています。</p> <p>それから、相談した経験があるかという質問に、「ない」と回答したのが67.7%でした。ヤングケアラーを知らないため、自分の境遇について相談した経験がないというロジックです。そうしたことを踏まえて、学校の役割としてリーフレットを教育委員会が配りました。教育委員会の役割としては、日中に子どもたちが一番多く時間過ごしている場所であるため、ヤングケアラーを見つけて、関係課につなぐということを案内するリーフレットが出ていると思いました。</p>
高山会長	<p>教育機関で見つけていただいて、それをつないでいくということです。</p> <p>今日委員から出されたように、家族支援の必要性があるということですから、親のケアにかかわらず、家族のアセスメントをしっかりしていけば、見えてくるものがあるだろうと思います。</p> <p>吉澤委員、いかがでしょうか。</p>
吉澤委員	<p>にも包括に関しては、個人的には少し疑問な部分もありますが、ここで言うべきことではないため、割愛させていただきます。</p> <p>まず、地域移行の問題に関して、おそらく港区で地域移行支援が必要な精神障害者の方、精神科病院に長期入院、社会的入院されている方はいらっしゃると思います。</p> <p>そのため、その実態を調べるということは必要ですが、実際にそれぞれの病院が一斉に、この人の地域移行支援をサポートしていただきと言ったときに、港区の相談支援事業所が果たしてどれだけ対応していただけるのかという部分があります。</p> <p>現実には、私自身の法人でも相談支援事業所があり、一般相談支援で地域移行を行っていますが、地元ではない事業所に頼んでいるケースが多数あります。地元には頼まない理由は、地元で受けてくれる事業所がなく、地元ではない地域の事業所に依頼するという状況となっています。これは精神障害者だけではなく、知的障害者もそうですが、まず第1に、港区の相談支援事業所が果たしてどこまでこの問題に対して取り組むことができるのかということです。各事業所が受け入れる体制が整っている上で、病院や施設に地域移行支援の必要な人の実態調査を行ったほうがよいのではないかと思います。極端な話ですが、50人、100人来たら、果たして港区の相談支援事業所</p>

は対応できるのでしょうか。港区の事業所では対応できないから、他の地域へ広がり、何で他区のことをやらなければいけないのかという話にもなってしまう。

先ほど高山会長がおっしゃったとおり、相談支援事業所が変われば、地域移行は解決できるのかというところではありません。ハウジングファーストという言葉が私たちの世界であります。まず住む場所、寝る場所です。病院側からすると、退院していればそこで終わりかもしれませんが、その人がホームレスになってもいいのかということです。病院側からすれば、ホームレスになる人、家族に引き取られる人、施設に入る人、それぞれ退院という形で同じですが、当事者からすれば退院すればいいのではありません。退院することは、地域生活のスタートです。昔は退院促進支援事業などと呼ばれていたものが、地域移行支援という名前、アングルに変わっているわけですので、まずどれだけ取り組む体制、そして、取り組める環境がどれだけあるかです。まずは、民間の福祉サービス事業所等と連動しての環境づくりを早急にしっかりと整えることには、地域移行支援というのは関わることに乗り出すということとはできないと思います。

先ほど事務局から実態調査をするという話もあり、実態調査は必要ですが、現場の方にとっては怖い状況になりかねないかと思っております。

高山会長

地域移行支援、ヤングケアラーも本人の望む生活をどのように支えていくかという意思決定支援になります。これがきちんとなされるような体制やネットワークがとれているかということがベースであり、単なるグループホームに入ってもらえばいいという話ではありません。まさに、意思決定支援が今いる病院や今いる施設においてどれだけなされているかということと連動でき、そして、望む生活ということがもし港区であるならば、そこでどのような生活、あるいはスタイルを一緒に考えていくかにほかならないわけです。

こういう話の際、いつも体制が整っていないからと言いますが、おそらく体制はずっと整わないと思います。予算的なもの、マンパワー的なものは難しいです。特に、地域移行支援について、ここ数年で数件ということですが、やはりきちんとした連携をとりながら、いわゆる成功事例を積み重ねていくということが非常に大切ではないかと感じています。これはヤングケアラーも地域移行も同様です。そのプロセスの中で何が必要なのか、何が足りないのかというのが見えてくると思います。そうしたものを事例検討の中に入れていただき、そして、教育機関と一緒に何かやっていくといった形を作り上げていくと様々な形で見えてくると思います。そこに民生委員等も含めて考えて作り上げていくといったきっかけを作っていただければと思っています。

イ 就労支援部会

高山会長

続きまして、就労支援部会の報告です。長瀬委員お願いします。

長瀬委員

(資料1-2に基づき、報告)

高山会長

ただいまの報告について、いかがでしょうか。吉田委員お願いします。

吉田委員	<p>就労できる人は就労しており、就労できなかった人がみなと障がい者福祉事業団に関わっていると思います。就労したけれども、1年もたなかったという問題は、残念ながら消えていません。1年間就労が継続できなかったことをずっと引きずり、親子で苦労しているケースもあります。就労を目指すことだけを行っていくことは限界があると外から見ていると思います。</p> <p>もっと現実的にどうすれば暮らしやすくしてあげられるか、事業団を利用される方がたくさんいる中で、その方たちのためにどう支援していくかということを考えてあげてほしいと思っています。</p>
事務局（坪井）	<p>ただいまの吉田委員のお話は、みなと障がい者福祉事業団に関する内容も入っていましたので、補足させていただきます。</p> <p>区から障害者就労支援センターかもめという事業をみなと障がい者福祉事業団に委託をしています。就労支援センターかもめが、地域の事業所と連携し、一般就労を希望される方には、一般就労ができるよう支援を行っています。吉田委員がおっしゃったお話は就労支援センターかもめに関することだと思います。</p> <p>一方、就労支援部会では、就労支援センターかもめをはじめ、地域の就労移行支援事業所と、一般就労ではなく、就労継続支援A型・B型の事業所などと広くネットワークを作って取り組んでおります。</p> <p>その中の課題として、長瀬委員がご説明した資料に記載のある相談支援の強化や事業所間の連携強化などの取組を行っています。</p>
高山会長	<p>資料に記載のあるように、計画を立てる相談支援専門員が見つからないというのは、致命的な話です。吉田委員のお話にもありましたが、どうしても就労という何か特化する形で職場定着と考えてしまいますが、やはり生活全体の中の就労であるというときに、高齢化であったり、病気になるといった様々な問題が起きる可能性があります。生活全般の中の就労ととらえたときに、その要である相談支援事業所という存在は大きいと思います。</p>
長瀬委員	<p>我々も感じているところでは、会長がおっしゃったように、やはり生活全般の中でも生活の一部として就労があるということです。</p> <p>問題も最近は多様化・複雑化しており、そうした部分も考慮して色々と支援をしていかなければいけないということもあります。我々がこれから取り組む必要があることは、やはり色々なところと連携をし、必要な部分を専門のところをお願いをしていくことだと思います。我々も全て自分たちが対応できると思っているわけではないため、各方面の力を借りながら取り組んでいくことを意識して、これから進めていきたいと思っています。</p>
高山会長	<p>本日机上に「障害者のためのサービス一覧」が配布されていますが、この冊子の149ページから就労施設等の一覧が記載されています。14の事業所が掲載されていますが、各事業所と連携をとっていただくことで、港区の就労支援のあり方というのが見えてくるものがあるのではないかと思います。</p> <p>ぜひ、相談支援部会とも連携しながら取り組んでいただきたいと思います。</p>

現在、当事者部会をどうしていくか検討している段階ですが、就労の観点から非常に重要な意見があるのではないかと思います。当事者の方々の声がポイントになると思います。

永廣委員、いかがでしょうか。

永廣委員

先日当事者部会設置に向けての話し合いを高橋委員、以前に委員だった白井さんの3人で行いました。

話し合いの中で、港区内で障害者の知り合いが本当にいないということが話題になりました。職場を通じて知り合う人はいるが、港区内ではつながりがないという話が出ました。話の方向性としては、区内の障害当事者同士、あるいは健常者を含めたコミュニティを作ったほうが良いという話になりました。コミュニティの場で、仕事や家庭、日常生活などの悩みを話し合えたらいいという話になりました。

また、区内の障害者団体に入って交流していくという話も出ましたが、特に若い人はインターネットでも情報を入手できること、また、団体は固い雰囲気を感じてしまうという部分があるため、そうしたものを感じないコミュニティを作れたらいいという話をしました。良い事例として、白井さんが行っている活動で難病カフェというものがあり、実際の飲食店を借りて、来たい人は気軽にどうぞというスタンスでやっているコミュニティの場があり、緩いコミュニティを作って、活発に話して、参加者の気持ちが楽になったという事例です。

今後の話し合いの方向性として、緩いコミュニティを作っていけたらということを考えています。

高山会長

我々と同じで、要するに、愚痴をこぼす相手がないということです。そういう場が必要だということです。

ピア、仲間というものが非常に重要になってきており、おそらく相談支援事業所などには愚痴をこぼすようなことは言わないと思います。

緩やかな、弱いつながりみたいなコミュニティは絶対必要だと思います。

それは就労だけに限らない話で、居場所という観点だと思います。こうしたものが非常に重要なポイントになると思います。あえて専門的ではない形で意図的に作っていくことは非常に重要な相談支援になるということをおっしゃっていると感じています。

高橋委員、」いかがでしょうか。

高橋委員

身体障害者で一般企業に障害者雇用で働いている私からすると、先ほどの障害者の就労施設について、自分は対象外ではないかと思ってしまいます。

各施設でどういう支援があり、どのような人が利用できるのかをもう少し明確にすると、当事者側も利用しやすいのかなと思います。

高山会長

就労支援の根幹の部分かもしれません。

11月に事例検討があるということですので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。それでは、就労支援部会の報告は、以上とさせていただきます。

(2) 港区障害者計画・第7期港区障害福祉計画・第3期港区障害児福祉計画(素案)について

高山会長 続きまして、港区障害者計画・第7期港区障害福祉計画・第3期港区障害児福祉計画(素案)について、事務局からお願いします。

事務局(宮本) (資料2に基づき、説明)

会長 皆さん、いかがでしょうか。高井委員お願いします。

高井委員 区立のトイレに障害者が横になれるユニバーサルシートの設置というのは、どういうところの発想からで、どのようになる予定でしょうか。

事務局(宮本) ユニバーサルシートについては、区立の公園等に障害者のある大人の方がおむつをかえるスペースがないため、それがあつたらいいというご意見をいただき、設置の検討をしております。トイレの面積など物理的な条件があるため、できるところとできないところがあるかと思いますが、少しでもこうしたニーズに応えられればと思っております。

高山会長 そのほかにいかがでしょうか。吉田委員お願いします。

吉田委員 日中サービス支援型グループホームの計画がありますが、現在入所施設を希望している人は何人いるのか、待機している人は何人かを把握しているのでしょうか。10年後には何人程度必要になるのか、少なくとも10年おきに何人程度が必要なのかを考えてほしいと思います。

新橋はつつ太陽と工房アミとそれぞれ50人程度利用者がいる通所施設があるため、その約100人にアンケートをとれば、大体の状況は把握できると思います。せめて、その100人のアンケートはとってほしいと思います。

高山会長 実態的な数字になっているのかという話だと思いますが、いかがでしょうか。

事務局(宮本) 今回のアンケートでは将来的にという言い方のため、5年後なのか10年後なのかという把握はしておりません。

しかしながら、ご提案のとおり、グループホームの数を増やしていかなければならないという認識は区ももっております。

生活に密着した方々の実態を捉えないと正しい見込み値は出てこないと思いますので、ご提案いただいた通所施設利用者へのアンケート等の実施検討を含め、細かく見ていければと思います。

高井委員 この素案を立てた時点で、グループホームや施設などの建設をするという予算になるのでしょうか。それとも、令和8年度までの間に新たに必要なニーズがあつたら変わっていく、この設立数が変わっていくということがあるのでしょうか。

もう1点、グループホームは、そこで衣食住をするということが非常に重要ですが、

	<p>やはり障害のある人は、体の変化が大きいため、途中で疾患する可能性もあります。そのため、病院や介護なども一緒に補えるような施設が理想だと思っています。</p> <p>今年、高次脳機能障害の団体が東京都にそういったモデル事業を作ってほしいという要望をしましたが、グループホームに入ったから安心ではなく、その後の生活、体の変化・心の変化を支える生活も一緒にできる住まいというのは、一番理想ではないかと思います。</p>
事務局（宮本）	<p>計画の中での見込み量ということでは、現時点では、現実的に整備ができる可能性がある見込みを提示することが、現実的であると考えております。</p> <p>しかしながら、それをこの検討の中でどの程度導き出せるかというものは、現実的に難しいということもあります。量を提示できるのか、又は供給量として数は出して計画としては取組内容を掲げつつ、更なる拡充を目指しますといった二段階の形にするのか、今後の策定検討によると思います。</p>
高山会長	<p>ほかにはいかがでしょうか。山本委員お願いします。</p>
山本委員	<p>既存のサービスがこのまま足りるのかということを非常に不安に思っております。</p> <p>港区のこの10数年の人口増加が爆発的と言うほど増えており、それに伴い、障害のある方、子どもも増えていく中で、かなりサービス量が必要になるのではないかと肌感覚で感じています。前回のこの会議の中でも、今の学校に通っている方たちの数を見れば、例えば、来年、再来年に生活介護にどのくらい来たい人がいるのかが出るのではないかといった意見が出ていましたが、今後、既存の数が足りているのか、人数がどのくらいあり、どのくらい充足しているのかといった数が見えるような感じで出させていただくことを期待いたします。</p>
事務局（宮本）	<p>おっしゃるとおりかと思しますので、計画の中でそれぞれのサービスごとに見込みを出してまいります。ある程度、個別に事業サービスごとに丁寧に出していければと思います。</p>
高山会長	<p>人口増加は別に障害のある方だけではなく、港区の全体的な総合計画の中でどう捉えていくのかという部分もあると思います。</p>
丸山副会長	<p>本日時点で、数字が入っていない方向性だけのものが配布されて、次の協議会が1月実施と伺っています。そうすると、パブリックコメントはあるにしても、意見を言える場が十分とれないのではないかと思います。事業者や当事者の意見、その意見調整ということが十分図れていないという危惧を持っています。</p> <p>他の自治体では、協議会等の策定委員会を分けているところが最近増えています。計画を作ると、令和8年度まで縛られるわけです。いくら途中で要望しても、行政計画に掲載されているか否かで非常に大きな違いになります。</p> <p>他の自治体ですと、既にこの時期に中間報告が配られて、意見を取っていたり、知的障害の人にもわかるようにわかりやすい版を作って、ホームページに公開している自治体もあります。要するに、実際に計画を作っても、事業者や当事者、保護者の意見</p>

が十分入る場所ってというのが、なかなかないと思っています。
法律上、障害福祉計画と障害児福祉計画は自立支援協議会の意見を聞くこととなっていますが、障害者計画はまた別の立て付けになってきます。自立支援協議会とは別の場で意見を聞く場をちゃんと設けていかないといけないと思います。本来協議会がやるべき部会ごとの意見や委員同士の協議の場ということが図れないかと思っています。結局、このテーマと計画策定になってくると、協議ではなく、単純に役所と委員という構造になってしまいます。
事業者として、当事者として、学校としてどう考えるかといった協議ができるように、もう少し前倒しして行う、若しくは別の機会を設けることを次年度以降にぜひ検討いただきたいと思っています。
せっかく暮らしと健康の調査といった調査もされて、客観的データもあり、様々なご意見もあるため、30分ではなく、もう少し有効に反映できるようなことを次年度以降検討いただけたらと思います。

高山会長

プロセスの中でのこの自立支援協議会の役割と策定委員会の役割がそれぞれあるということです。

次回の自立支援協議会は1月になってしまいますか。12月にパブリックコメントですから、その時期に合わせて何か議論ができるような日程を検討していただければと思います。

(3) その他

高山会長

事務局からお願いします。

事務局(坪井)

今後の予定につきまして、次回開催は当初1月中旬で考えておりましたが、計画に関して、区でも進め方を検討させていただきたいと思います。

時間の都合上、本日ご意見ができなかった内容につきましては、事務局から委員の皆様へ意見シートを送付させていただきますので、一週間程度を目安にご意見をいただければと思います。

閉会

高山会長

それでは、本日の議事をすべて終了いたしました。
以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。
皆様、お疲れ様でした。